

マネージドPKI サービス利用約款

マネージドPKI サービス利用約款（以下、「本利用約款」といいます。）は、GMO グローバルサイン株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するマネージドPKI サービスの利用条件を定めたものです。マネージドPKI サービスを利用するかた（以下、「利用者」といいます。）は、本利用約款及びCPS（認証業務運用規程）をお読みください。CPS（認証業務運用規程）は、本利用約款の一部をなし、以下「本利用約款」という場合には、特段の規定のない限り、CPS（認証業務運用規程）の内容も含まれるものとします。利用者は、マネージドPKI サービスを申し込み、又は利用することにより本利用約款の当事者となり、本利用約款の条項に拘束されるものとします。なお、第28条を除き、CPS（認証業務運用規程）の内容と本利用約款の内容が異なるときは、CPS（認証業務運用規程）の内容が優先するものとします。

第1章 定義

第1条（定義）

本利用約款中で使われている用語は、特段の定めがない限り、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「CPS」とは、<https://jp.globalsign.com/repository/>から入手可能な、当社の認証業務運用規程（Certification Practice Statement）をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、当社が提供するマネージドPKI サービスをいいます。本サービスの内容については、第5条に定めます。
- (3) 「第三者」とは、当事者以外の個人又は法人をいい、電子証明書に依拠して行為をなす依拠当事者（Relying Party）を含みます。
- (4) 「危殆化」（Compromise）とは、紛失、盗難、漏洩、改ざん又は不正使用等、秘密鍵のセキュリティを危険にさらすことをいいます。
- (5) 「知的財産権」とは、本サービスに関する、特許権、実用新案権、意匠権及びこれら又はこれらの登録を受ける権利、ならびに商標権及び商標登録出願により生じた権利、著作権法にもとづき保護される権利、及び不正競争防止法にもとづき保護される権利のいずれか又はこれらを総称した権利を意味します。知的財産権には、当社の1)商標、サービス・マーク及びロゴ（登録の有無を問わない）、2)営業秘密、財産的価値を有する情報及びノウハウ、3)形状、画像、視聴覚物、文言、ソフトウェアなどの著作権（登録の有無を問いません）、ならびに4)本サービスに関連して使用され、開発され、包含され、具現化され、利用されるその他すべての知的財産権、所有権その他無体財産に関する権利を含みます。
- (6) 「派生物」とは、利用者に提供された知的財産権にもとづきなされた改良、修正、改変、翻訳、縮小、要約、拡大、収集、編集その他当該知的財産権を作り直すか、変換するか、適応させることによって得られるものをいいます。
- (7) 「RA機能」とは、本サービスにおいて、電子証明書の発行、更新、失効その他の電子証明書の管理に関する手続を行う登録局の機能をいいます。
- (8) 「エンドユーザー」とは、本サービスにおいて、利用者の承認にもとづき電子証明書の発行を受ける者をいいます。

改定日付：July 18, 2014

Version：MPSA v1.3

第2章 本サービスの申込

第2条 (申込の方法)

1. 利用者は、本サービスの申込書のすべての項目に漏れなく入力したうえ、当社指定の申込手続を行うものとします。
2. 本サービスの申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、前項の申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
 - (1) 本サービスの種類 (以下、「サービスプラン」といいます。)
 - (2) エンドユーザーに発行する電子証明書の有効期間
3. 当社は、利用者から申込を受け付けた後、CPS に規定した手続に準拠した審査を実施し、利用者の本サービス利用の可否を判断します。なお、当社は、かかる可否の判断に必要な場合には、利用者に対して追加資料及び情報の提供を依頼することがあります。かかる場合には、利用者は、当社に対して追加資料及び情報を速やかに提出してください。

第3条 (本サービスの利用の開始)

利用者は、当社の発信した承諾の通知が利用者へ到達した時 (電子メール等の電子媒体を用いた通知を含みます。) をもって本サービスを利用することができます。

第4条 (承諾を行わない場合)

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 利用者が本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 利用者が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 利用者が本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 利用者が反社会的な団体である場合又は利用者が反社会的な団体の構成員である場合。
- (5) 本サービスの申込の意思表示が利用者の意思にもとづくものであることを当社が確認できない場合。
- (6) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 本サービスの内容

第5条 (本サービスの内容)

1. 当社は、利用者に RA 機能を実施させ、利用者が承認したエンドユーザーに対し、次の各号に掲げる行為を行うために利用することができる電子証明書を発行するサービスを利用者に提供します。
 - (1) S/MIME (Secure Multipurpose Internet Mail Extensions) 方式による電子メールの暗号化
 - (2) ウェブアプリケーション及びVPNアプリケーションに対するアクセス管理
 - (3) 個別の電子データ (電子プログラムは除きます。) への電子署名

改定日付 : July 18, 2014

Version : MPSA v1.3

2. 利用者の承認にもとづき当社が発行する電子証明書の枚数（ライセンス数）については、サービスプランごとに別途定めるものとします。
3. 当社は、利用者がエンドユーザーへの電子証明書の発行を承認した場合には、利用者のウェブサイト又は電子メールを介してエンドユーザーに電子証明書を発行するものとします。当社は、利用者のウェブサイトを通じて電子証明書を発行した場合には、その旨を電子メールでエンドユーザーに通知するものとします。
4. 前3項に定めるほか、本サービスの内容その他具体的な条件等については、当社のウェブサイト (<http://jp.globalsign.com/service/>) に適切に表示します。

第6条（サポート）

当社は、本サービスに関する利用者からの問合せに対して回答を行うサポートサービスを利用者に提供します。サポートサービスの利用時間その他の条件については、当社のウェブサイト (<http://jp.globalsign.com/>) に掲載します。

第4章 利用者の義務

第7条（利用者の義務）

利用者は、CPS に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての事項を遵守するものとします。

- (1) RA 機能を適切に実施すること（特にエンドユーザーの本人確認の事務を適正に行うことについては、利用者のみがその責任を負うものとします。）。
- (2) エンドユーザーのために RA 機能を実施し、かつ、電子証明書の発行の承認、更新及び失効その他の電子証明書の管理に関する事務を行う権限を有する管理者（以下、「管理者」といいます。）を選任すること。
- (3) 管理者がその事務を行うために当社が発行する ID・パスワードについて、当該管理者以外の者がこれを用いることのないようにその安全性を確保すること。
- (4) 電子証明書の発行の承認に際して、完全で正確な情報を当社に提供すること。
- (5) エンドユーザーに対して本利用約款で認められた目的にのみ電子証明書を利用させること。
- (6) 不正使用、不正アクセス又は第三者に対する不正な公開によって秘密鍵の秘匿性が損なわれることのないように必要な対策を講じ、かつ、エンドユーザーにも必要な対策を講じさせること。
- (7) 電子証明書に記載された情報又は電子証明書の発行の承認に際して提供した情報に変更が生じたときは、当該電子証明書について、直ちに失効の手続を行うこと。
- (8) 秘密鍵の紛失、第三者に対する公開その他現に秘密鍵の秘匿性が損なわれる事態が生じ、又はそのような事態が生じた疑いがあるときは、直ちに電子証明書の失効の手続を行うこと。
- (9) エンドユーザーに対して本利用約款の内容を遵守させるものとし、本サービスに関してエンドユーザーとの間で行う一切の事務については、利用者のみがその責任を負うこと。

第8条（保証）

利用者は、電子証明書の発行の承認に際して当社に提供したエンドユーザーその他の事項に関する情報に関して、次の各号に掲げる事項につき、これを当社に保証するものとします。

- (1) 提供情報が完全であり、かつ、正確であること。
- (2) 利用者が提供情報を当社に提供する権限を有しており、これを当社に提供することが法令又

改定日付：July 18, 2014

Version：MPSA v1.3

は契約により禁止されていないこと。

- (3) 当社が本サービスを提供するために提供情報を利用する権限を有すること。

第9条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. 利用者は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」といいます。）の存在もしくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの終了後も、これを適用するものとします。
3. 利用者は、本サービスの終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

第10条（知的財産権）

本サービスに係る知的財産権は、当社又はそのライセンサーに帰属し、利用者は知的財産権に係る一切の権利を主張しないことに同意するものとします。利用者が派生物を作成した場合、その派生物に対するすべての権利は、自動的に当社又はそのライセンサーに帰属します。利用者は、知的財産権をリバース・エンジニアリング、逆アSEMBル又は逆コンパイルしてはならず、また、知的財産権にかかわるソースコードを入手しようと企図してはなりません。

第11条（輸出禁止）

利用者は、電子証明書を含む本サービスにより受領する成果物を直接・間接を問わず、輸出してはならないことを了解し、これに同意するものとします。特に、利用者は、米国、EU各国又は日本の輸出管理規則において使用が禁止されている国の国民又は居住者に成果物をダウンロードさせ、輸出してはなりません。

第12条（利用者の損害賠償責任）

利用者は、次の各号に掲げる事由その他利用者の責めに帰すべき事由により、当社又は第三者に損害が発生した場合には、当該損害のすべてを賠償するものとします。

- (1) 利用者が本利用約款に定める義務に違反したこと。
- (2) 過失の有無を問わず、利用者が当社に提供したエンドユーザーに関する情報が虚偽であったこと。
- (3) 当社又はライセンサーの知的財産権その他の財産的権利を侵害したこと。
- (4) 秘密鍵を保護しないこと又は秘密鍵を危殆化させること。
- (5) 第三者のデータ、ソフトウェアその他システムに損害を与え、その使用を妨害することが合理的に予想されるプログラム、コード、ウイルス又はデータを排除するための合理的な配慮を尽くすことを怠ったこと。

第13条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 利用者は、本利用約款にもとづく利用者の地位及び本利用約款にもとづき当社に対して本サービスの提供を求めることを内容とする利用者の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. 利用者は、当社が別に定める場合を除くほか、本利用約款にもとづいて当社が利用者に提供する本サービスを有償又は無償で第三者に利用させることができません。

改定日付：July 18, 2014

Version：MPSA v1.3

第14条 (当社からの問い合わせ)

1. 当社は、本サービスを利用者に提供するにあたり、電子メール、郵便又はファックス等で利用者に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社が利用者に問い合わせる事項は、当社が本サービスを利用者に提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社が利用者に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせをいただく必要があります。
3. 当社は、当社が利用者に第1項の問い合わせを行った日から1カ月を経過しても利用者が当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が本サービスを利用者に提供するにあたり必要な手続又はその他の事務等を履践することができないときは、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、利用者が次条において定める変更の届出を行わないために第1項の問い合わせが利用者に到達せず、このために当社が本サービスを利用者に提供するにあたり必要な手続その他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。
5. 利用者は、第3項にもとづいて当社が利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を取り止める旨を利用者に通知したときは、当社がその通知を発信した日から起算して5日目に当該全部又は一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。この場合において、その通知が何らかの事情により利用者に到達しないときは、利用者は、当社がその通知を発信した日から1週間経過した日をもって当該全部又は一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。当社は、このことによつて利用者が生じた損害について、一切の責任を負いません。
6. 利用者は、前項において定めるところにより当社が本サービスの全部又は一部の提供を取り止めた場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該全部又は一部のサービスを利用することができる期間の満了日までの間の当該全部又は一部のサービスの料金の償還を受けることはできません。

第15条 (変更の届出)

1. 本サービスの申込書に入力した事項について変更があったときは、利用者は、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出ていただく必要があります。この変更の届出は、当社が別に定める方法により行うものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 第1項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。

第16条 (本サービスの利用に関する規則)

1. 当社は、本サービスの利用に際して利用者が遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で利用者へ通知します。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。

第5章 当社の責任等

改定日付 : July 18, 2014

Version : MPSA v1.3

第17条 (プライバシー)

1. 当社は、利用者がエンドユーザーの電子証明書に記載するために提出した情報を、当社グループ会社のGlobalSign NVに共有したうえ、電子証明書に記載します。
2. 当社は、当社のウェブサイト (<http://jp.globalsign.com/privacy/>) において別途定めるプライバシーポリシーにもとづき、利用者及びエンドユーザーに関する情報を適切に取り扱います。

第18条 (当社の責任範囲)

1. 本利用約款で定める他、当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により利用者、エンドユーザーその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 当社の提供する電子証明書の申込・発行申請システム (以下、「本件システム」といいます。) に保存又は転送したデータが、本件システムその他の設備の故障又はその他の事由により滅失し、損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) 利用者が本件システムに接続することができず、又は本件システムに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) 本件システムが正常に動作しないこと。
 - (4) 利用者が申請した電子証明書が発行されず、又は利用者が申請した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (5) 利用者が本サービスを更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
 - (6) 利用者がパスワード等の適切な管理を欠いたために、第三者により不正に使用されたこと。
 - (7) 危殆化により秘密鍵が第三者により不正に使用されたこと。
2. 当社は、本利用約款に定める場合を除き、本サービスに関連して、その責めに帰すべき事由により利用者又はエンドユーザーに損害を与えた場合には、直接かつ通常の損害についてのみ賠償する責任を負うものとします。ただし、その責任の範囲は、当社のウェブサイト (<https://jp.globalsign.com/repository/>) において当社が別途定めるワランティーポリシーに従うものとします。

第19条 (不可抗力)

本利用約款に定める支払いを除き、地震、洪水、火災、暴風、天変地異、疫病の蔓延、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本利用約款に定める義務の履行が停止、中断又は遅延した場合、何れの当事者も本利用約款の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。但し、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、1)他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し、2)通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。

第20条 (代行業者による行為)

1. 利用者が代行業者又は代理人を通じて本サービスの申込、更新、登録変更、解除等の行為を行う場合、当社は、当該代行業者又は代理人が完全なる権限があるものとして取り扱います。
2. 当社は、代行業者又は代理人が利用者の意思とは異なる行為を行ったことにより利用者を生じた損害について、一切の責任を負いません。

第21条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により、利用者に対して現に提供している本サービスの一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項において定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨を

改定日付 : July 18, 2014

Version : MPSA v1.3

利用者に通知します。

第6章 料金

第22条 (料金の支払)

1. 料金は、当社が利用者に対して請求書を発行した日が属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用及び料金の支払に際して生じる費用及び公租公課等については、利用者が負担するものとします。

第23条 (価格)

1. 当社は、あらかじめ本サービスの価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で利用者に通知します。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で利用者に通知します。

第24条 (早期の解除の場合の料金の返金)

1. 利用者が本サービスの利用開始日から起算して7日以内に本サービスを解除したときは、当社は、第26条第3項の規定に関わらず、利用者が本サービスの申込の際に当社に支払った料金を当社が別に定める方法により利用者に返金します。
2. 前項の場合において、当社は、利用者が料金の支払の際に負担した振込手数料その他の費用を返金しません。
3. 前2項に定めるほか、返金に関する条件については、当社のウェブサイト (<http://jp.globalsign.com/>) に適切に表示します。

第7章 本サービスの利用期間及び終了等

第25条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は1年間とします。
2. 前項の利用期間の満了により本サービスが終了する場合において、利用者が更新を行ったときには、本サービスは同一の内容で更新されるものとします。更新された本サービスが利用期間の満了により終了する場合も同様とします。

第26条 (利用者の行う解除)

1. 利用者は、いつでも将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。
3. 利用者は、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

改定日付 : July 18, 2014

Version : MPSA v1.3

第27条（当社の行う解除）

1. 当社は、利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
 - (1) 利用者が本利用約款の定める義務に違背し、当社がその違反の是正を求めた通知を送付した後、7日間を経過した後も、違反が是正されなかった場合。
 - (2) 利用者が料金の支払のために当社に交付した手形、小切手その他の有価証券が不渡りとなった場合。
 - (3) 利用者について破産手続その他の倒産手続が開始した場合。
 - (4) 利用者が当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (5) 利用者が反社会的な団体である場合又は利用者が反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとしします。

第8章 紛争の解決等

第28条（準拠法及び管轄裁判所）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（紛争の解決のための努力）

本利用約款に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとしします。

第9章 本利用約款の改定

第30条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとしします。

(以下空白)